

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 (11) 賃金の原則とあり方について考える③

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 職場と労働法 (11) 賃金の原則とあり方について考える③

(クリックするとPDFファイルが開きます)

#### 3. 賃金の非常時払いとは(法第 25 条)、

労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てる為に、請求する場合、既往の労働に対する賃金は、支払期日前でも支払わなければなりません。

#### 4. 休業手当(第 26 条)

休業(使用者の責に帰すべき事由)の場合、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当の支払いが必要です。

本条は強行法規ですから、違反行為は罰則(法第120条)が適用され、同時に労働者の請求により未払金のほか同一金額の附加金の支払いが命じられます(法第114条)。

#### 5. 出来高払制の保障給(法第 27 条)

出来高払制その他請負制で使用する労働者については、労働時間に応じて一定額の賃金の保障を使用者に義務付けています。ただ、金額は決められておらず、労使の交渉に委ねられています。

監督行政は「通常の共収入賃金をあまり隔たらない程度の収入」の保障を指導(S22.9.13 基発17号)しています。

どうしてこのように規定があるのだろう!



#### 6. 最低賃金(法第 28 条) → 最低賃金法(S34年4月15日法律 137号)

賃金の最低基準は、最低賃金法の定めるところによります。そして、

①事業若しくは職業の種類。②地域。に応じて賃金の最低額を保障することとしています。

最低賃金法が来たので労働法の最低賃金に関する条文(第九条)は、削除されました。



賃金の成果主義比重が高まるか、単なる労働の対価ではない法理念の精神を今一度吟味することも必要ではないでしょうか。

賃金は労働時間とリンクし、過労死問題が長時間労働病と因果関係があり、健康(安全衛生)とリンクします。このように関係しあう「対」のものとしてみる必要があります。

賃金に関する規定は細やかで多岐です。どうしてそうなのかを捉えることが必要です。

労働者の生活の源泉に留まらず、日本社会の活力の維持と向上に寄与する源泉(所得税・住民税・社会保障費など)となるもので、労働から生み出される貢献と労働の対価が生み出される貢献という二重の役割を担っているからです。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.